

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録

開会年月日	令和2年11月26日
開会時刻	午後1時45分
閉会時刻	午後3時42分
出席委員名	◎福井輝夫 ○辻 孝記 中村 功 上村和生
	藤原清史 宿 典泰 世古口新吾
	世古 明議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 事務局体制の強化・充実について
	2 議員政治倫理条例の一部改正について
説明者	中野議事係長、森田書記

## 会議の概要

福井会長が開会を宣告。その後、直ちに会議に入り、「事務局体制の強化・充実について」及び「議員政治倫理条例の一部改正について」を議題とし、協議を行い、分科会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

## 協議の内容

### 1 事務局体制の強化・充実について

前回の会議において、委員から「協議が必要な事項が残っており、協議を終えてしまうのはいかがか」との意見があったことを踏まえ、会長から、本件について毎回議題に上げることとし、何もなければ次に移るというように今後も継続して協議していくことを提案したところ、特に異議がなく、提案どおりに決定した。

### 2 議員政治倫理条例の一部改正について

会長から、前回の会議後に正副会長でこれまでの経過並びに今後について検討・相談した結果、令和2年9月4日の修正案の規定を基本とし、疑問点があれば文言の確認を行うこととなったことが報告され、委員の意見を確認したところ、以下のとおり発言があり、また、志誠会及び勢風会より別紙のとおり修正案が提示されたが、協議の結果、令和2年9月4日の修正案が全会一致で確認され、本件については企画調整部会及び全体会に報告することが併せて確認された。

なお、協議の途中で世古口委員から修正案中の「1親等内の血族及び姻族」を削除する提案がされたため、会長が委員に諮ったところ、賛成者少数のため提案は却下された。

#### 【発言】

- ・藤原委員「7月6日の修正案の「契約等」が9月4日の修正案では「工事等の請負契約、業務委託契約及び物品購入契約」となったが、工事等・業務委託・物品購入の三つ以外のものはないのか」
- ⇒中村委員「より明確に分かりやすくなるので（その三つで）いいのでは」
- ⇒世古口委員「第3条第2項に「市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業若しくは団体のために有利な取り計らいをしないこと」とあるが、9月4日の修正案の「契約等」に含めなくてよいのか」
- ⇒中村委員「有利な取り計らいをしないことと契約をするなということとは次元が違う」
- ⇒宿委員「工事契約や委託をすることと許認可をもらう行為は全然違う。そのことを認識してもらわないといけない」
- ⇒辻副会長「第3条第2項は対象が「議員は」となっている。今回の修正案は「議員、その配偶者若しくは親族」となっている。議員の家族にそこまでの力（市に圧力をかける等）はない」
- ⇒宿委員「反対するために議論を膨らませているようにしか見えない。中身が全然ない」
- ⇒世古議長「第3条第2項の規定は簡単に言えば口利きをしないこと。今日議論しているのは地方自治法第92条の2にある議員の兼業禁止の話である。それを

一緒にしてしまったら話がおかしくなる」

・中村委員「9月4日の修正案で「実質的に経営に携わる法人その他団体」は範囲が広い。会派で代表取締役にしてはどうかという意見が出たがいかがか」

⇒世古口委員「代表取締役はアウトというように考えていては」

⇒宿委員「代表者には雇われの人もおり、実質経営者でない代表者もいる。組織の中のこういう役職はいかんとかそういう話ではない。「実質的に経営に携わる」というのが一番適当な言葉である」

⇒中村委員「議員、その配偶者若しくは親族が経営する企業」というように変えてはどうか。また、趣旨が少し変わるが「辞退しなければならない」を「辞退に努めなければならない」としては」

⇒宿委員「努力目標はいけない。倫理条例として「してはいけない」ときちっとした規定にしないと、努力したんやけどという話にはならない」「倫理条例なので、議員自らがそういうことに携わることがないようにすること。抜け道をつくるようなことはやめたほうがいい」

⇒上村委員「「辞退しなければならない」のほうがよい。「実質的に経営に携わる」のは誰なんだという話があったが、倫理条例であるので、議員が個人で判断しながらやっていくものと思うし、企業であれば代表権を持った方だというふうに認識している」

・世古口委員「議員本人がしっかりしていればよい。「1親等内の血族及び姻族」は外してはどうか」

⇒宿委員「7月6日時点で「1親等内の」ということは皆さんで確認をされている話なので、それを修正するという事はない」

⇒世古口委員「議員立候補者の方、いろいろなものに影響してくる。配偶者の場合など、ケース・バイ・ケースで抵触してくることがある。同意が得られないのであれば、姻族だけでも外すことはならないのか」「家族の結婚によって商売に影響が出てくることもある。そういった事例を少なくするのが大事な事」

⇒宿委員「市と契約をしている企業の関係者と結婚するなど書いてあるわけではない」

⇒世古議長「7月6日の修正案は皆さんが了解している。それと内容が違うことを提案するのであれば理由を説明してもらったほうが話が進むのでは」

⇒上村委員「一旦、7月6日に全会一致で確認されている。もう一度別の修正案を議論してほしいのであれば、「どうもすみませんでした。あのとき賛成してしまったので、再度テーブルの上に乗せてください」と理由も含めてこれを出してくるのが普通だと思う。今回は内容が大きく変わっていないことが大前提で持ち帰っている。進め方としておかしい」

⇒世古口委員「上村委員の言うことも十分分かっているつもり。人間には判断ミスや間違えも出てくる。それをなんとかならないかということをお願いしていることを分かってほしい」「過去に決定したことについて、再度お願いしていることは申し訳ない。何とか1親等という字句を外してもらえたらあり

がたいがどうにかならないか」

上記署名する。

令和2年11月26日

会 長